

北見しんきんファクシミリサービス利用規定

- ・「北見しんきんファクシミリサービス」のご利用については、本規定によりお取扱いいたします。

北見信用金庫

(令和3年3月25日公表)

第1条 北見しんきんファクシミリサービス

1. 北見しんきんファクシミリサービスの内容

北見しんきんファクシミリサービス（ANSERサービス）（以下「本サービス」といいます）とは、当金庫に対し所定の申込手続きを完了した方（以下「利用者」といいます）が、当金庫との取引に関する情報を利用者のファクシミリ（以下「端末」といいます）を使用してANSERセンターを経由し当金庫より授受するサービスと当金庫との取引に関する情報を当金庫からANSERセンターを経由して利用者の端末に通知するサービスをいいます。

2. 利用申込

(1). 本サービスの申込みにあたっては、本規定、その他関連諸規定の内容を十分理解したうえで、自らの判断と責任において本サービスを利用することに同意し、「北見しんきんファクシミリサービス申込書」（以下「申込書」といいます）に必要事項を記載して当金庫に提出することとします。当金庫は申込書の記載内容に不備等がないことを確認し、所定の手続きを行うこととします。

(2). 当金庫が「申込書」に押印された印影と、届出の印影とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取り扱ったうえば、「申込書」に偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

3. 授受データの範囲

授受データは、本サービス申込書により当金庫と契約した通知サービス、照会サービスに関するデータとします。

4. 取扱要領

データ授受を行うにあたっての取扱時間、データの仕様および通信上の規約等については、当金庫が定める方法により行うものとします。

5. 通知サービス

本サービスにおける通知サービスは、利用者の通知対象預金口座の振込入金明細、入出金明細等を利用者の連絡先電話番号に対し、当金庫より通知を行うサービスです。利用者は通知対象預金口座の店番号、預金種目、口座番号と連絡先電話番号等を当金庫に対しあらかじめ届け出るものとします。

6. 通知サービスの方式等

(1). 自動着信機能のある端末をご利用の場合は、当金庫で端末への着信を確認したとき、着信応答者を利用者とみなして通知します。

(2). 手動着信機能のある端末をご利用の場合で、当金庫で受信した照会用暗証番号が届出の照会用暗証番号と一致した場合には、照会用暗証番号の送信者を利用者とみなして通知します。ただし、自動着信方式を指定した場合は、通知時の照会用暗証番号の確認を省略できるものとします。当金庫が照会用暗証番号等の一致を確認して取り扱いしたときは、照会用暗証番号等につき盗用・不正使用および通信電文の盗聴・改ざん等の第三者による通信妨害その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫の故意または過失により生じたものでない限り、当金庫は責任を負いません。

(3). 当金庫がすでに応答した内容について、振込依頼人からの訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、利用者には連絡することなく、その内容を変更または取り消すことがあります。

7. 照会サービス

本サービスにおける照会サービスは、あらかじめ指定された照会対象預金口座の残高、振込入金明細、入出金明細等の照会ができるサービスです。利用者は本人確認のための照会対象預金口座の店番号、預金種目、口座番号と照会用暗証番号等を当金庫に対しあらかじめ届け出るものとします。

8. 照会サービスの受付等

(1). 照会サービスを利用する場合は、当金庫が定めた電話番号宛に送信を行い、照会対象預金口座の店番号、預金種目、口座番

号、照会用暗証番号、その他所定の事項を当金庫が定める方法に基づいて端末より入力してください。

- (2). 当金庫で受信した照会対象預金口座の店番号、預金種目、口座番号、照会用暗証番号が、届出の店番号、預金種目、口座番号、照会用暗証番号と一致したときは、送信者を利用者のみならず、当金庫が照会用暗証番号等の一致を確認して取り扱いましたうへは、照会用暗証番号等につき盗用・不正使用および通信電文の盗聴・改ざん等の第三者による通信妨害その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫の故意または過失により生じたものでない限り、当金庫は責任を負いません。
- (3). 当金庫がすでに応答した内容について、振込依頼人からの訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、利用者に連絡することなく、その内容を変更または取り消すことがあります。

9. 秘密保持

利用者は、本サービスの利用により知り得た情報について第三者に漏洩してはならないものとします。漏洩により生じた損害は利用者が負うものとします。

10. 問題の解決方法

データ授受およびその内容に関して、利用者と当金庫の間で疑義が生じたときは、当金庫の機械記録に基づき問題の解決にあたるものとします。

第2条 手数料等

1. 本サービス利用期間中は、毎月当金庫所定の基本手数料をお支払いいただきます。

この場合、当金庫は預金通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出を受けることなく、利用者が利用申込書により当金庫宛に届出た手数料引落口座から当金庫所定の日に自動的に引落します。

2. 当金庫は基本手数料について支払方法を変更する場合があります。また基本手数料以外の本サービスにかかる諸手数料についても、改定または新設する場合があります。

第3条 サービス利用時間

端末を利用した通知・照会サービスの利用時間は、当金庫が定めた時間内とします。

第4条 届出事項の変更等

1. 利用者は、本サービス申込書に記載の届出事項の内容に変更がある場合には、代表利用口座のお届出印の印章により記名捺印した当金庫所定の書面により取引店に直ちに届出するものとします。変更の届出は当金庫の変更処理が終了した後に有効となります。この届出の前に当該届出がなされなかったことにより生じた損害については、当金庫の故意または過失により生じたものでない限り、当金庫は責任を負いません。
2. 前項の届出がなかったために、当金庫からの送信、通知または送付する書類が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第5条 解約等

1. 本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。なお、解約の届出は当金庫の解約手続きが終了した後に有効となります。解約手続き終了前に生じた損害については、当金庫の故意または過失により生じたものでない限り、当金庫は責任を負いません。
2. 本サービス利用口座を解約されたときは、本サービスは解約されたものとします。
3. 利用者に次の各号に定める事由が一つでも生じた場合、当金庫はいつでも利用者に事前に通知することなく、本サービスの利用を一時停止または契約を解約することができるものとします。
 - (1). 支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申し立てがあった場合、あるいは利用者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があったとき。
 - (2). 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3). 住所変更等の届出を怠る等により、当金庫が相当と認める期間、当金庫で利用者の所在が不明になったとき。
 - (4). 解散、その他営業活動を休止したとき。
 - (5). 当金庫への本規定にもとづく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
 - (6). 暗証番号を不正に利用したとき。
 - (7). 本規定または本規定にもとづく当金庫の所定事項に違反したとき。
 - (8). 1年以上にわたり、本サービスの利用がないとき。

- (9). 利用者が本サービスに関する手数料を支払わないとき。
- (10). その他、前各号に準じ、当金庫が本サービスの中止を必要とする事由が生じたとき、当金庫は本サービスの利用として不適切と判断した場合には、利用者に予め通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当金庫はこの規定により利用者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。
4. この契約が解約等により終了した場合には、その時まで通知等の処理が完了していない通知については全て無効とし、当金庫はその処理をする義務を負いません。

第6条 免責事項

1. 当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならび不通により、本サービスが遅延や不能となった場合、あるいは当金庫が送信した口座情報に誤謬・脱漏等が生じた場合、また、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
2. 公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより利用者の暗証番号またはサービス利用口座の残高ならびに取引明細等の取引情報が漏洩したあるいは改ざんされた場合、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
3. システムの更改時または障害時に本サービスを停止する場合は、当金庫が相当の注意をもってシステムの更改、復旧または維持管理を行い若しくは行わせたときは、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
4. 災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。
5. 利用者は本サービスに使用する利用者自身の機器が正常に稼働する環境については、自ら責任を負うものとします。利用者自身の通信機器が正常に稼働しなかったことにより取引が成立せず、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。
6. 当金庫の責に帰すべき事由によらずにコンピュータウィルスによる損害が生じたとき、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。
7. 申込書をはじめとする各種書面の印影と届出印の印影を当金庫が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合で、その各種書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があったときにはそれによって生じた損害について当金庫は責任を負いません。
8. 本サービスの利用に関して、その他当金庫の責めによらない事由により利用者が生じた損害について当金庫は責任を負いません。

第7条 規定の変更

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ当金庫所定の方法で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。
2. 前記1の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

第8条 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座規定を含みます）、当座勘定規定および振込規定により取扱いします。

第9条 契約期間

本契約の当初契約期間は、申込日から起算して1年間とし、利用者または当金庫から書面による申出がない限り、契約期間満了の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第10条 機密保持

利用者は、本サービスによって知り得た当金庫および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

第11条 準拠法・管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。

第12条 譲渡・質入・貸与の禁止

本取引に基づく利用者の権利は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等することができません。

以 上

(令和3年4月1日現在)